

5 施策別計画

3章で設定した5つの基本方針及び施策の柱に基づき、それぞれを構成する施策について整理します。

なお、施策は52設定するが、このうち重点的に進める施策（重点施策）を17設定する。施策の構成一覧は次のとおりです。

基本方針	施策の柱	主要な施策	
a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出	a-1 骨格となるみどりの保全・活用	a-1-1 ●特徴ある大きな公園の整備	
		a-1-2 ●まちのシンボルとなる道路緑化の推進	
		a-1-3 ●グリーンベルト形成の促進	
	a-2 中心市街地の潤いづくりの推進	a-2-1 ●拠点となる都心の公園の快適性向上	
		a-2-2 ●都心のみどりのネットワーク形成	
		a-2-3 ●都心緑化の推進(民間敷地、屋上・壁面緑化)	
	a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり	a-3-1 ●みどりのブランド戦略の策定	
		a-3-2 ●まちへ迎える緑化の推進(道路・JR沿線の緑化など)	
		a-3-3 ●田園文化の育成・創造	
		a-3-4 ●みどりの広域連携の展開(自然・公園・ガーデン街道等)	
	a-4 にぎわいを生む彩りあるみどりづくり	a-4-1 ●水に親しめる空間づくり(橋詰空間を含む)	
		a-4-2 ●冬の魅力づくり	
		a-4-3 ●ガーデニングや窓辺緑化の普及	
	b 暮らしのみどりで憩える多世代で憩えるみどりの創出	b-1 多世代が多様に楽しめる公園づくり	b-1-1 ●地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設
			b-1-2 ●コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
			b-1-3 ●児童遊園の充実と統廃合の検討
b-2 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進		b-2-1 ●花による緑化の推進	
		b-2-2 ●再利用樹木事業の展開	
		b-2-3 ●空地や残地の緑化推進	
b-3 地域のシンボルとなるみどりづくり		b-3-1 ●貴重な樹木の保全(保護樹・保護樹林の指定、路傍樹、社寺林)	
		b-3-2 ●地域ごとのみどりのシンボルづくり	
		b-3-3 ●地域行事を支える公園づくり	
b-4 田園生活を楽しむみどりづくり		b-4-1 ●農地の保全活用	
		b-4-2 ●市民農園の充実	
		b-4-3 ●ガーデニングや食など田園文化の創出	
c みんなで守り育てるみどりの創出	c-1 市民協働の促進	c-1-1 ●住民参加による公園づくりの推進	
		c-1-2 ●多様な担い手の育成と連携の強化	
		c-1-3 ●市民主体の緑化活動の支援	
	c-2 持続可能な公園づくり	c-2-1 ●公園施設の長寿命化の推進	
		c-2-2 ●リサイクル事業や省エネルギー化の推進	
		c-2-3 ●地域連携による公園管理と弾力運用	
	c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり	c-3-1 ●緑化基金の見直し	
		c-3-2 ●景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用	
		c-3-3 ●みどりに関する協定づくりの推進(緑地協定・景観協定など)	
		c-3-4 ●公共施設緑化指針(ガイドライン)の作成	
	d 誰にもやさしいみどりの創出	d-1 防災を支えるみどりづくりの強化	d-1-1 ●公園の防災機能の強化
			d-1-2 ●防災上重要な場所の保全(特別緑地保全地区含む)
d-1-3 ●防災ネットワークづくりの推進(避難地機能の強化)			
d-2 誰にもやさしい公園づくり(バリアフリー化)		d-2-1 ●誰にもやさしい公園づくり(バリアフリー化)	
		d-2-2 ●公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新	
		d-2-3 ●防犯面や遊具等の安全・安心づくり	
e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出	e-1 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり	e-1-1 ●主要河川の自然保全	
		e-1-2 ●多様な川づくり・小河川の緑化(調整池含む)	
		e-1-3 ●河川と接続する公園緑地のエコアップ(自然度の向上)	
	e-2 生物多様性の拠点と連携づくり	e-2-1 ●生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全	
		e-2-2 ●ネットワークを支えるみどりの保全(特別緑地保全地区含む)	
		e-2-3 ●身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり	
	e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進	e-3-1 ●環境教育の充実・学校教育との連携と支援	
		e-3-2 ●緑のセンターの充実・強化	
		e-3-3 ●みどりの知識や情報の普及啓発(広報・手引き・行事・説明板等)	
		e-3-4 ●公的な緑化活動の企画・運営【表彰を含む】	
		e-3-5 ●生物多様性や低炭素社会の意識啓発	

5-1) 基本方針1 [a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出]の施策

基本方針	施策の柱	主要な施策
a 活力を生み出す みどりの創出 魅力的な	a-1 骨格となるみどりの保全・活用	a-1-1 ●特徴ある大きな公園の整備
		a-1-2 ●まちのシンボルとなる道路緑化の推進
		a-1-3 ●グリーンベルト形成の促進
	a-2 中心市街地の潤いづくりの推進	a-2-1 ●拠点となる都心の公園の快適性向上
		a-2-2 ●都心のみどりのネットワーク形成
		a-2-3 ●都心緑化の推進(民間敷地、屋上・壁面緑化)
	a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり	a-3-1 ●みどりのブランド戦略の策定
		a-3-2 ●まちへ迎える緑化の推進(道路・JR沿線の緑化など)
		a-3-3 ●田園文化の育成・創造
		a-3-4 ●みどりの広域連携の展開(自然・公園・ガーデン街道等)
	a-4 にぎわいを生む彩りあるみどりづくり	a-4-1 ●水に親しめる空間づくり(橋詰空間を含む)
		a-4-2 ●冬の魅力づくり
		a-4-3 ●ガーデニングや窓辺緑化の普及

① 施策の柱「a-1 骨格となるみどりの保全・活用」の施策

a-1-1 特徴ある大きな公園の整備

まちの拠点となる大きな公園は、いろいろな機能をもった魅力ある場所である必要があります。常磐公園をはじめとする総合公園は、それぞれ歴史や地形を活かした施設整備が行われ、多様なレクリエーションニーズに対応しています。今後も「多様な自然にふれることができる」「歴史やアートに親しめる」「農や食に親しめる」などの特徴ある大きな公園の整備を、既存公園の再整備も含めて進めていきます。

また、観光や地域づくりの拠点として、神楽岡公園や旭山公園などの機能強化を図るほか、東光スポーツ公園など防災拠点となる公園を計画的に整備するなど、日常的な利用だけでなく緊急時にも機能を発揮できる公園を整備します。

【関連する主な施策】

- a-2-1 拠点となる都心の公園の快適性向上
- c-1-1 住民参加による公園計画の推進
- d-1-1 公園の防災機能の強化
- e-2-1 生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全

重点

a-1-2 まちのシンボルとなる道路緑化の推進

大きく美しく育った街路樹や花にあふれた道路では、自然やみどりにあふれ、いきいきとしたまちのイメージをつくります。

このため、市街地内の主要な幹線道路では、風格とボリューム感のある樹木、旭川らしい樹木(ナナカマド等)の育成、花にあふれた道路づくりを進めます。プラタナスやナナカマド並木など既存のシンボル並木を保全するとともに、さらにシンボリックな通りとなるよう努めていきます。

また、沿道民地の緑化推進を誘導するほか、「道路緑化整備指針」の見直しを行い、シンボルとなる道路緑化の推進を図ります。

※道路緑化整備指針

街路樹など道路空間の緑化整備を実施する際の手引きとして、平成7年(1995年)に策定。



神楽岡地区の見事なプラタナス並木。みどりのトンネルを形成

【関連する主な施策】

- a-2-2 都心のみどりのネットワーク形成
- a-3-2 まちへ迎える緑化の推進（道路・JR沿線の緑化など）
- b-2-1 花による緑化の推進
- d-2-2 公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新

重点

a-1-3 グリーンベルト形成の促進

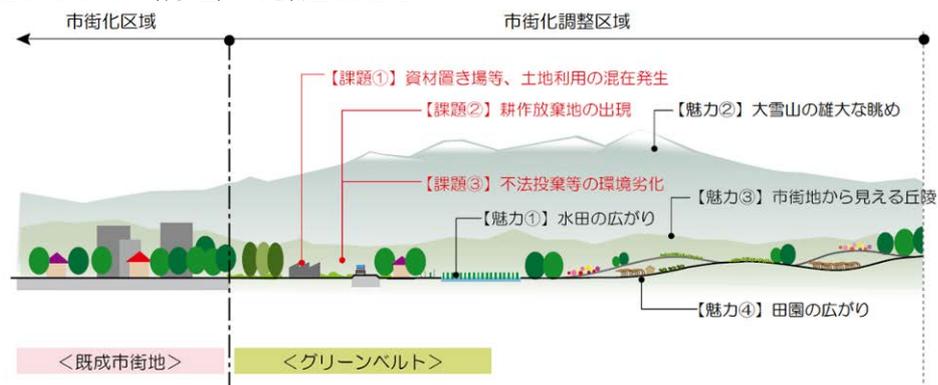
グリーンベルト構想は、主要河川や丘陵地を活かし、市街地北部、東部、及び西部の外縁部の農地等を保全あるいは創出して、みどりに包まれたまちをつくる構想です。この農地と丘陵のみどりによって、旭川のみどりの骨格をつくります。

1) グリーンベルト構想の意義

グリーンベルトを形成することは、単に豊かなみどりを保全・創出できるだけでなく、以下のような意義をもっています。

- ・豊かな自然環境の回復
- ・市街地に接する樹林地帯の保全と活用
- ・平野部の保全・活用
- ・レクリエーションや防災ネットワークの形成
- ・無秩序な市街地の拡大防止と都市領域の形成
- ・市街地からみえる山並みや田園風景の保全
- ・市民の多様なみどりの楽しみ方の受け止め
- ・市街地外縁の環境劣化の防止
- ・生物多様性の確保とネットワークづくり

■市街地フリンジ（縁辺）の課題と魅力



2) グリーンベルト構想の対象範囲と構成

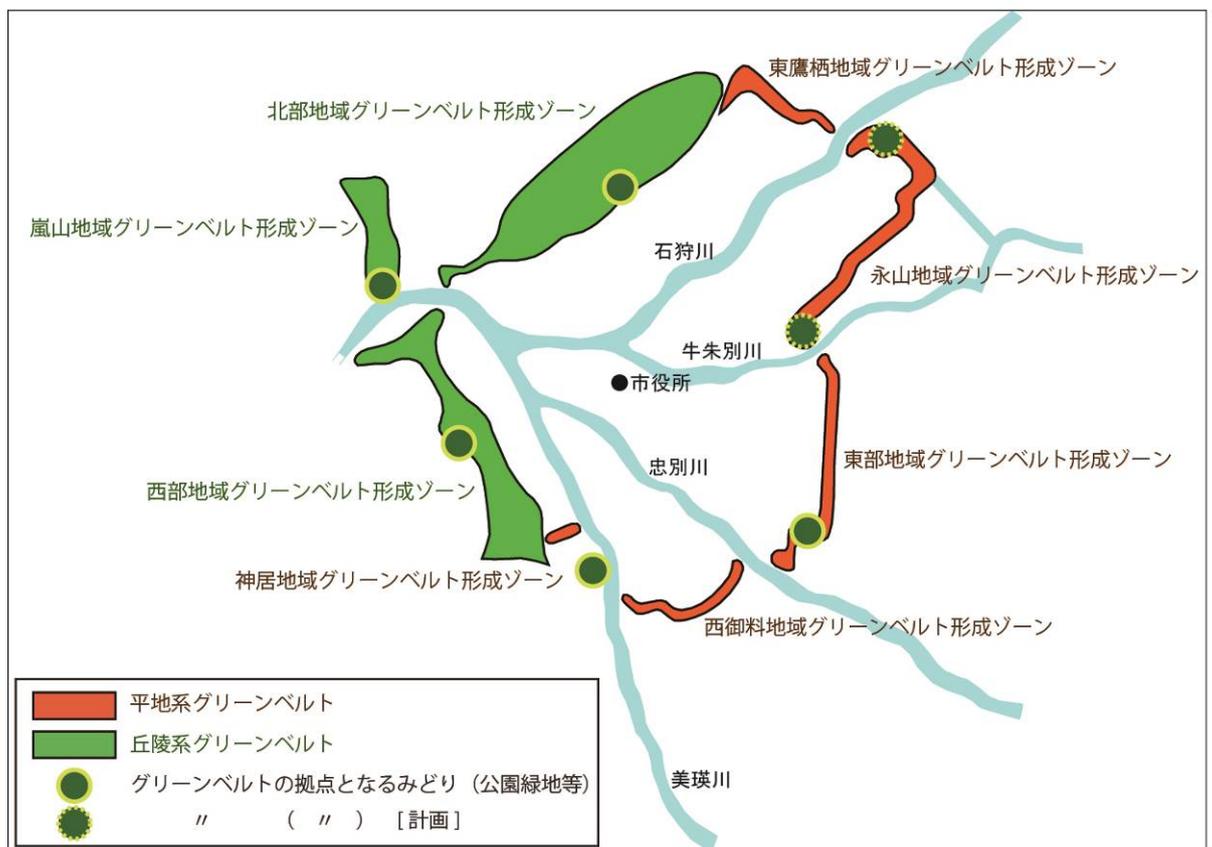
グリーンベルト構想の対象となる範囲は、市街地外縁部の市街化調整区域の田園や丘陵地です。

グリーンベルトは、西部の丘陵地エリアと東部の平地エリアに大きく区分でき、さらに地域ごとに細かく分かれた8つのゾーンが設定できます。

※市街化調整区域

都市計画法では、市街化を促進する区域を「市街化区域」、抑制する区域を「市街化調整区域」として区分されている。市街化調整区域は、都市計画法により建築が認められるものを除いては、原則として建築物を建築、又は増改築することはできない。また、農業用倉庫などの建築が認められた建築物を、工場や貸倉庫などに使用する行為（用途変更）も規制されている。

■グリーンベルト形成の構想イメージ



3) グリーンベルト構想実現の要点

市街地外周をみどりの帯で包むグリーンベルトは、延長約40km、面積約2,100haにもおよびます。対象範囲の大部分は私有地であり、広大な面積の公有地化には限界があります。また、現在の土地利用は、樹林地や農地といった緑地となっており、それらを有効に活用した施策の展開や、市街地側の緑化誘導施策によって構想の実現を目指していくことが重要です。

※グリーンベルトの規模

グリーンベルトは、延長約40km(平地エリア24km、丘陵地エリア16km)面積約2,100ha(平地エリア約710ha、丘陵地エリア約1,400ha)になる。

• **樹林や農地などの保全・活用のシステムづくり**

樹林や農地などの保全や活用を通してグリーンベルトを具体化していくために、必要な範囲(グリーンベルト形成ゾーン)を設定し、その範囲でのグリーンベルトのPRや緑化やみどりの保全を促す制度を運用などグリーンベルトの実現に向けた方策を研究し、実践していくシステムが必要になります。

• **市民農園など、田園の楽しみを受け止める施設の整備・誘導**

市民にとって田園を楽しめる多様な施設機能、例えば市民農園や観光農園、農産物直売所など、身近に農や食に親しめる施設の整備や誘導を進めていくことが必要です。

• **拠点的な公園緑地の整備**

既成市街地内では確保しにくくなっている公園や緑地、市民農園などをグリーンベルト形成ゾーン内に配置し、グリーンベルト形成の拠点とするとともに、レクリエーションや防災のネットワークを創出して、グリーンベルトの機能を高めることが求められます。

• **公共公益施設用地としての利用**

都市施設などの用地を積極的にグリーンベルト形成ゾーン内に確保し、それら公共施設を高度に緑化するなど、公園事業だけでなく、公的なさまざまな事業でみどりを担保していくことが重要です。

• **法制度の運用による保全・誘導**

丘陵地エリアでは、特別緑地保全地区などに指定することでグリーンベルトを形成し、平地エリア市街地では、法制度の指定とともに市街地側に接する緑化重点地区の緑化推進を進め、緑量アップを図る必要があります。

• **環境劣化の防止と生物多様性の確保**

現在、不法投棄の増加、耕作放棄地の増加、資材置き場等の土地利用の混在など、環境劣化に対し、利活用を促進するとともに地域で監視を強化するなど悪化防止に努めていくことが必要です。また、野生生物対策を含めた生物多様性の確保とネットワーク形成に寄与していく必要があります。

• **啓発・普及施策の展開**

既成市街地や市街地外縁は、利害関係が大きく事業化には多くの困難が伴うことから、学校教育への取り組みやシンポジウムなどの開催を通して、グリーンベルト構想の意義を広め、理解を得ながら事業を進めることが重要です。

• **関係機関や関係部署との連携**

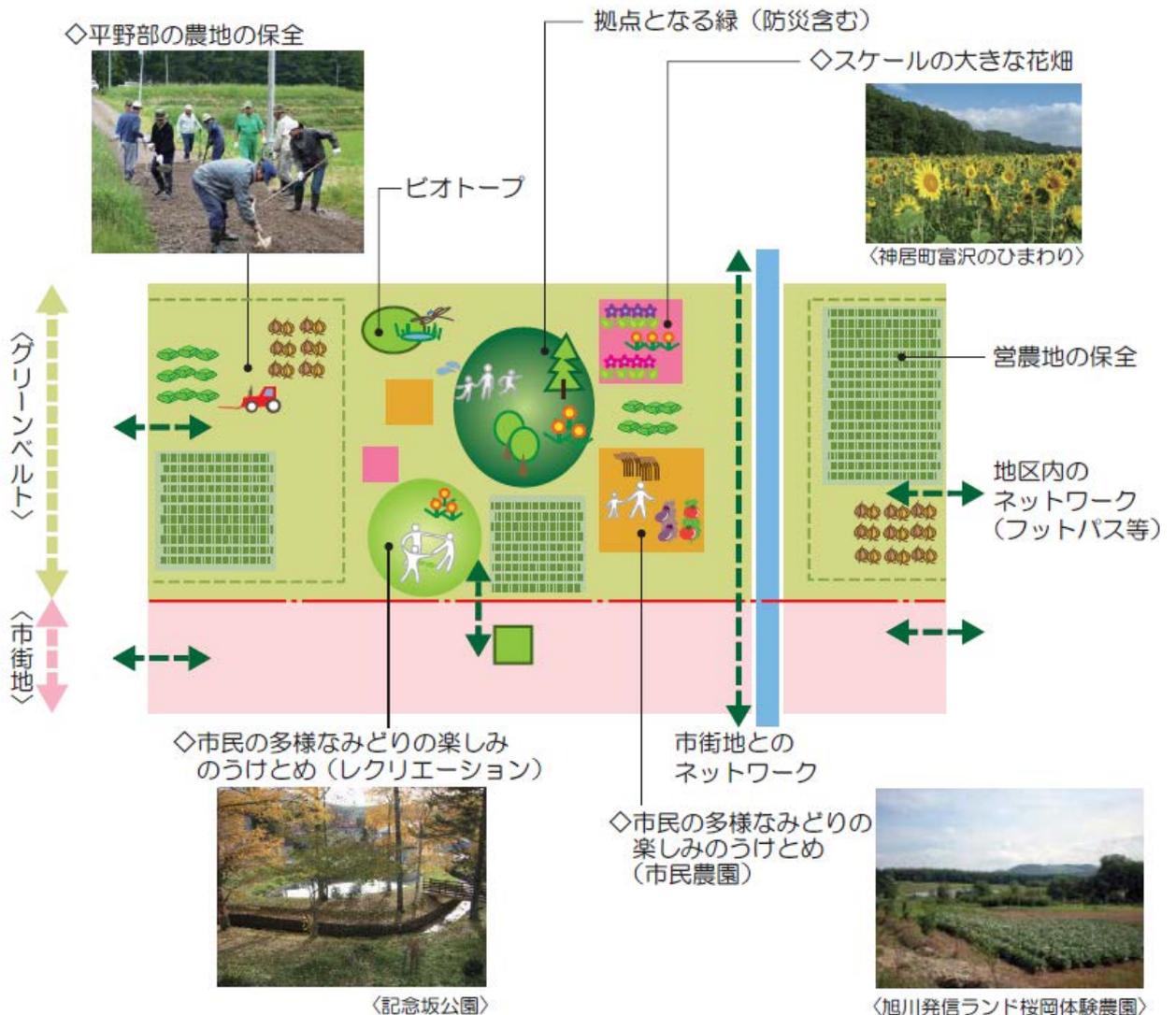
複合的な公共事業の実施がグリーンベルトの形成に不可欠と考えられることから、さまざまな機関や部署との連携が欠かせません。

4) グリーンベルト構想の具体化方策

連続した幅のあるみどりは、通常の点的、線的なみどりの形成では得られない効果をもたらします。そうした特徴を踏まえ、グリーンベルト構想の具体化方策を次のように設定します。

- ・緑地帯と融合した農地の保全
- ・市民の多様なみどりの楽しみ(市民農園等)の整備誘導
- ・豊かな自然環境を体感できる緑地帯の形成
- ・河川や丘陵地とつながり、周遊できる緑地帯の形成
- ・グリーンベルトの核となる個性的な公園緑地の配置
- ・避難地、避難路となる緑地帯の形成
- ・平野部のみどりの背景をつくる緑地帯の形成
- ・フットパスなどによるネットワークの形成
- ・市街地の輪郭を成し、都市ゲートとなる緑地帯の形成

■平地系グリーンベルト形成のイメージ（田園・平野部）



丘陵地エリアについては、近文台・春光台・神岡斜面地など、市街地をとりまく丘陵系の森林等の保全を図っていきます。

この方向性を具体的に展開していくために、グリーンベルト形成ゾーンを保全配慮地区あるいは緑地保全地域として指定し、特に重要な丘陵等については、風致地区や特別緑地保全地区などの制度を活用するなど、積極的に構想の実現に取り組みます。

※保全配慮地区

都市緑地法第4条第2項第3号ハの規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。

※緑地保全地域

都市緑地法に定められた制度で、一定の土地利用との調和を図りつつ、適正な緑地の保全を図ることを目的として、都市計画法第8条に規定される地域地区のひとつ。建築行為などを行う際に、事前に都道府県に届出が必要となり、緑地保全計画に基づいて、必要な措置を命令できる。なお、これに対する損失補償も規定されている。

※風致地区

都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域。

※特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に定められた、都市における良好な自然的環境となる緑地を保全する地区。建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度で、地権者に対する損失補償、税制上の優遇措置、土地の買取り申し出ができる。

【関連する主な施策】

- a-3-3 田園文化の育成・創造
- b-4-1 農地の保全活用
- b-4-2 市民農園の充実
- b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出
- d-1-3 防災ネットワークづくりの推進（避難地機能の強化）
- e-2-1 生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全
- e-2-2 ネットワークを支えるみどりの保全（特別緑地保全地区含む）
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり

②施策の柱「a-2 中心市街地の潤いづくりの推進」の施策

a-2-1 拠点となる都心の公園の快適性向上

旭川市の中心部には、常磐公園や神楽岡公園の2つの総合公園のほか近年、市民や観光客の憩いの場となる、あさひかわ北彩都ガーデンが整備されました。

また、宮前公園と神楽橋下流右岸広場も整備されるなど、旭川駅周辺では快適なオープンスペースの確保が図られ、中心市街地の潤いづくりが展開されています。

今後は必要に応じて既存公園のリフレッシュを進め、快適性の向上に努めていきます。なお、現在、常磐公園では石狩川との連続性や生物多様性に配慮した大規模改修が進められており、今後、神楽岡公園についても充実化を図ります。



旭川駅舎及び忠別川と一体的に整備された「あさひかわ北彩都ガーデン」

【関連する主な施策】

- a-1-1 特徴ある大きな公園の整備
- a-3-3 田園文化の育成・創造
- c-2-1 公園施設の長寿命化の推進
- d-2-3 防犯面や遊具等の安全・安心づくり
- e-2-1 生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全

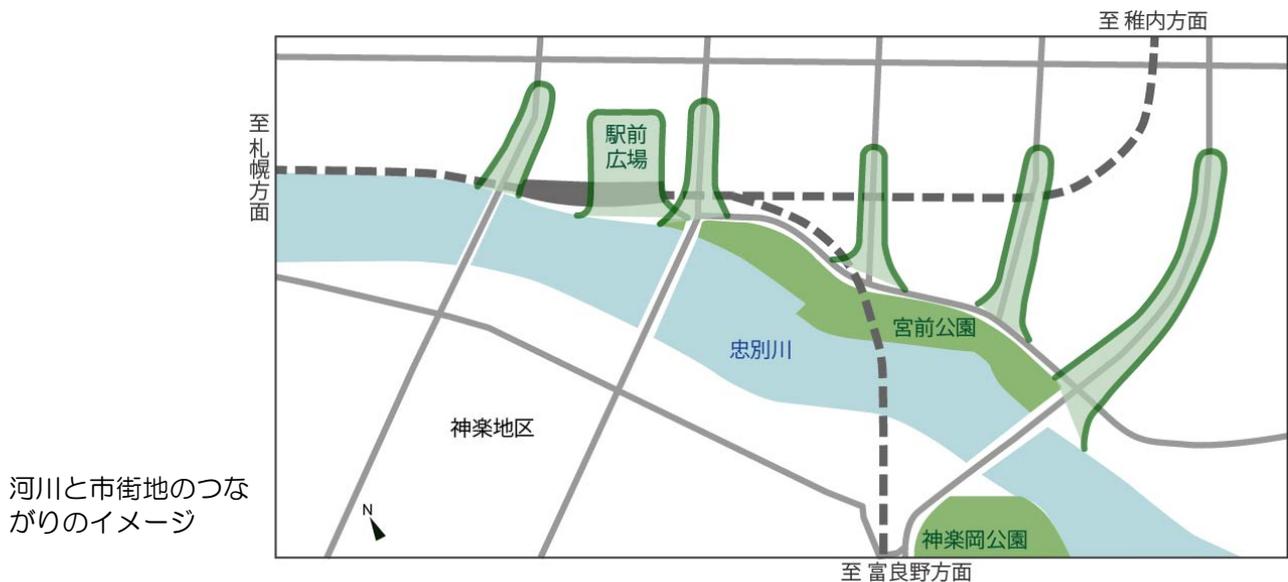
a-2-2 都心のみどりのネットワーク形成

大きく育った連続する街路樹や並木は、美しい都市景観を形成するのに有効です。特に都心部は、高密度な市街地と交通が集中していることから、都市景観上の効果のみならず、火災や自動車公害などの軽減に効果が期待できます。

既存の街路樹を大きくみどり豊かに連続させるよう、シンボリックな通りの延長や無せん定路線の保全により、緑視率を高めるとともに、河川と市街地をつなぐ質の高いみどりのネットワークを形成します。

※無せん定

通行の安全を考慮しながら、基本的に樹木の樹形を整えるなど枝のせん定を出来るだけ行わず、自然の成長にまかせること。



河川と市街地のつながりのイメージ

【関連する主な施策】

- a-1-2 まちのシンボルとなる道路緑化の推進
- b-2-1 花による緑化の推進
- c-3-2 景観事業との連携・景観条例の充実化
- c-3-3 みどりに関する協定づくりの推進（緑地協定・景観協定など）
- d-2-2 公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新

重点

a-2-3 都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）

中心市街地においては、道路空間の緑化のみならず、民間や公共施設の緑化推進が大切です。民間の敷地におけるポケットパークの整備や建築物の緑化誘導（屋上・壁面緑化や花壇づくりなどを含む）を進めるなど、中心市街地の潤いづくりを進めます。

また、民間施設における緑化誘導のため、総合設計制度の推奨や緑化施設整備補助などの誘導方策を検討します。

※総合設計制度

個別建築物に対する規制緩和を行なう建築基準法による制度。一定以上の敷地において容積率の割増しや斜線制限、絶対高度を緩和することで土地の有効利用を推進し、その代わりに敷地内に日常一般に開放された空地（公開空地）を確保させる。

【関連する主な施策】

- b-2-1 花による緑化の推進
- b-2-3 空地や残地の緑化推進
- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化
- c-3-3 みどりに関する協定づくりの推進（緑地協定・景観協定など）
- e-3-4 公的な緑化活動の企画・運営【表彰を含む】

③施策の柱「a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり」の施策

a-3-1 みどりのブランド戦略の策定

「住み続けたい」と愛着を持ち、「住んでみたい」と思ってもらえるような旭川市独自の「みどりのブランド戦略」を策定します。質の高いみどりの創出とともに、田園、森林や川辺を楽しむことが生活文化として定着するよう、特色ある戦略的な展開メニューを設定します。また、市民をはじめ観光客や来訪者へのマーケティング・情報発信を積極的に進めるなど、市民の誇りとなるみどりのブランドづくりを進めます。

【関連する主な施策】

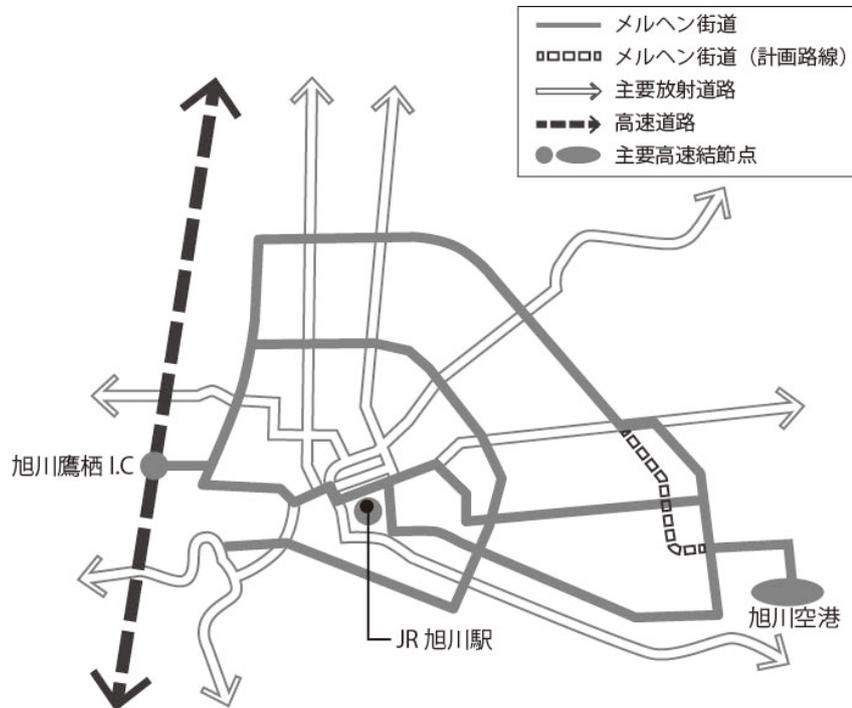
- a-1-1 特徴ある大きな公園の整備
- a-1-2 まちのシンボルとなる道路緑化の推進
- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-3-3 田園文化の育成・創造
- b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出
- e-1-1 主要河川の自然保全
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり

a-3-2 まちへ迎える緑化の推進（道路・JR沿線の緑化など）

旭川へのアプローチとなる広域的な主要幹線道路(国道、道道など)は、旭川市の第一印象を決定づける重要な道路です。このため、空港や高速道路などから都心に至る主要道路の緑化を強化し、ゲート並木やメルヘン街道整備などによってみどりと自然、生活感、旭川らしさを感じる道づくりを進めます。

これまで道道旭川空港線や市道西神楽3線7-17号道路線などで、シンボリックな並木整備を進めてきましたが、今後もまちへ迎える国道や道道の環境整備を働きかけていきます。また、道路花壇づくりなどによって、沿道住民の方々と環境維持を進めていきます。

■メルヘン街道整備概念図



※ゲート並木

旭川へ入る主要な道路に整備する街路樹を指す。特に市街地へ流入する要衝となる場所では、旭川を象徴する樹木などによってまちの入口(ゲート)となるような並木を創出することをイメージした言葉。

※メルヘン街道

まちへ迎える道路の修景ネットワーク。

花と街路樹で彩られたメルヘン街道のイメージ（旭川医科大学前道路線）



また、鉄道沿線の風景は、鉄道を利用して旭川を訪れる人、通過する人にとって、旭川の第一印象をつくる大切な空間となります。これまでJR沿線での植栽や花壇整備を進めてきましたが、一定程度の整備を達成したことから、地域の方とともにその維持管理に努めていきます。



JR沿線の花壇整備
(JR西神楽駅周辺)

【関連する主な施策】

- b-2-1 花による緑化の推進
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-3-4 公的な緑化活動の企画・運営 【表彰を含む】

重点

a-3-3 田園文化の育成・創造

旭川市は、上川盆地に広がる豊かな田園に囲まれた田園都市です。現在、生活の中に家庭菜園や市民農園、ガーデニングを通じて農や食・みどりとの触れ合いを楽しむ社会要請が高まっています。これらの市民の楽しみを旭川市に根づいた生活文化として成熟させていくため、市民ニーズに合わせたセミナーやイベントの開催等を通じ、知識の普及や市民交流の機会拡大を図っていきます。

【関連する主な施策】

- a-3-1 みどりのブランド戦略の策定
- b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）

a-3-4 みどりの広域連携の展開(自然・公園・ガーデン街道等)

旭川市は、近隣市町村と河川の流れや田園の広がり、山地系の森林など、広域的なみどりを共有しています。河川や農業・森林施策の広域連携を図り、一体的な保全やネットワークなどの連携を図る必要があります。

また、みどりのレクリエーション機能を広域で分担したり、国道237号線を中心に展開している「花人街道237」、「シーニックバイウェイ北海道(大雪・富良野ルート)」、近年展開されている「北海道ガーデン街道」などの広域的な運動について、積極的な市町村連携を進めていきます。



北海道ガーデン街道を構成するガーデンの一つ「大雪森のガーデン」
(上川町菊水)

【関連する主な施策】

- a-3-1 みどりのブランド戦略の策定
- b-4-1 農地の保全活用
- b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出
- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化
- e-1-1 主要河川の自然保全

④施策の柱「a-4 にぎわいを生む彩りあるみどりづくり」の施策

a-4-1 水に親しめる空間づくり（橋詰空間を含む）

旭川市は大小あわせて、162本の川が流れる川のまちであり、大小766の橋が架けられています。河川をより身近な空間とするために、宮前公園や常磐公園などのように緩やかな勾配で河川空間にアクセスできるようにするなど、河川と一体的な空間づくりを進めます。河川のみどりは、生物多様性に留意し、治水とのバランスを図りながらみどりの質を高めていきます。石狩川などの大河川は国の管理であることから、関係機関や関係部署に働きかけ、積極的に協力して河川のみどりを身近で豊かなものにしていきます。

また、橋は、川と私たちの接点であり、川やまちを眺めることができる場所であり、旭川の景観を特徴づけています。みどり豊かな川の風景を目にする橋の周辺に花や木を配し、橋のたもとを広場など（橋詰空間）で修景することで河川と橋の風景を高めていきます。

せせらぎ水路などの既存の水に親しめる施設のある公園については、維持管理の充実や必要に応じた更新を行います。また、公園を新設する場合は、水景施設の導入を検討するほか公園のみならず、公共公益施設でも水を見たり触れたりできる水施設の導入をはたらきかけます。

あさひかわ北彩都ガーデンの大池。大池からは駅南側にせせらぎが設けられ、親水空間となっている。



【関連する主な施策】

- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の新設・再整備
- c-1-1 住民参加による公園計画の推進
- e-1-1 主要河川の自然保全
- e-1-2 多様な川づくり・小河川の緑化（調整池含む）

a-4-2 冬の魅力づくり

1) 冬の公園利用の促進

冬期の公園は、積雪のため利用しにくくなります。そのため、拠点となる公園などでは、氷や雪を利用した造形が楽しめる施設づくりや、カムイの杜公園の「わくわくエッグ」のように冬期でも屋内で遊んだり、スポーツができる公園の整備を進めます。

また、雪あかり事業や野鳥や小動物の観察ができる施設、歩くスキーコースやパークゴルフ場の冬季コースの利用（春光台公園・宮前公園・常磐公園・花咲スポーツ公園）が好評なことから、冬の公園を楽しむための運用を進めます。

さらに、レクリエーションとしての利用だけでなく、町内会などとの協働により、地域の雪押し場としての役割を持たせるなど、これまで以上に冬の公園が地域に役立つような利用も検討していきます。



カムイの杜公園にある「わくわくエッグ」は全天候型の屋内遊戯施設で、子どもたちやファミリーに大人気。

2) 雪に映える樹木の植栽

市民が四季を通してみどりを感ずることや北国らしさ、旭川らしさを感じることが、冬を魅力的に見せることにつながります。

道路緑化整備指針の見直しを行い、街路樹等に用いる樹木の指針を定めるとともに、公園緑地でもナナカマドやトウヒなどの冬も色づいている樹木の植栽を要所で行います。



赤い実が雪に映えるナナカマド

3) ウィンターイベントの企画・運営

ウィンターイベントの活発な企画・運営は、屋内に閉じこもりがちな冬の屋外活動を促し、四季を通じた公園の利活用に結びつきます。身近な公園でのイベントの企画・運営を進め、市民の手づくりアイスクャンドルフェスティバルや地域の雪像コンクール、クリスマスツリーづくりなど、市民活動が活発な地域で取組を定着させ、こうした活動を周辺地域へも広げることで、賑わいが創出されます。

実現のために、市民活動を人的・物的に支援していくとともに、そのPRを通して、市内に広めるように努めます。



北国ならではのスノーキャンドルによる幻想的な冬イベント

【関連する主な施策】

- a-1-1 特徴ある大きな公園の整備
- a-1-2 まちのシンボルとなる道路緑化の推進
- b-3-3 地域行事を支える公園づくり
- c-2-3 地域と育む公園活用の弾力化（イベント、雪置き）

a-4-3 ガーデニングや窓辺緑化の普及

ガーデニングは、新たなみどりづくりの楽しみとして近年、広く浸透してきています。さらに、あさひかわ北彩都ガーデンでは市民とともにガーデンの維持管理を実施したり、ガーデニングに関する講習が行われています。旭川らしいみどりとの関わりとして、今後ともガーデニングに関する普及啓発を図っていきます。さらにガーデニングを通じた交流を促進するために、一般の庭を公開するオープンガーデンの普及や、オープンガーデン等を巡って楽しむガーデンバスツアーの実施などにも取り組みます。

また、市街地においては、道路の植樹柵を活用した花壇づくりの展開を図るとともに、住宅や企業の窓辺や入口まわりを花や観葉植物で飾る運動を展開し、それらに助成する仕組みづくりを進めます。このほか、現在取り組んでいる花や木のプレゼント等のさらなる充実を図ります。

【関連する主な施策】

- a-3-2 まちへ迎える緑化の推進（道路・JR沿線の緑化など）
- a-3-3 田園文化の育成・創造
- b-2-1 花による緑化の推進
- b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）

5-2) 基本方針2 [b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出]の施策

基本方針	施策の柱	主要な施策
b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出	b-1 多世代が多様に楽しめる公園づくり	b-1-1 ●地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設
		b-1-2 ●コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
		b-1-3 ●児童遊園の充実と統廃合の検討
	b-2 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進	b-2-1 ●花による緑化の推進
		b-2-2 ●再利用樹木事業の展開
		b-2-3 ●空地や残地の緑化推進
	b-3 地域のシンボルとなるみどりづくり	b-3-1 ●貴重な樹木の保全(保護樹・保護樹林の指定、路傍樹、社寺林)
		b-3-2 ●地域ごとのみどりのシンボルづくり
		b-3-3 ●地域行事を支える公園づくり
	b-4 田園生活を楽しむみどりづくり	b-4-1 ●農地の保全活用
		b-4-2 ●市民農園の充実
		b-4-3 ●ガーデニングや食など田園文化の創出

…重点施策

① 施策の柱「b-1 多世代が多様に楽しめる公園づくり」の施策

重点

b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設

現在、旭川には400か所以上の公園がありますが、これらの公園の中には、完成から長い年月が経ち、老朽化したものも目立っています。

また、公園が完成した頃とまわりの様子が移り変わって、地域のニーズに合わなくなった公園もあります。

このため平成23年(2011年)に策定した「旭川市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の再整備について優先順を整理し、計画的に実施していきます。

1) 既存公園の再整備

既存公園の再整備は、単に古くなった公園の施設を新しく作りかえるだけでなく、市民のみなさんに親しまれる公園に生まれかわることを目的とします。そのために住民のみなさんにも再整備の計画づくりに関わっていただくとともに、再整備完了後には、公園の管理運営に地域住民の方々も参画していただくことを目指します。

また、全面的な改修だけでなく、部分的な改修、設備の更新など公園の状況に合わせて、計画的に再整備していきます。

さらには防災的な観点も考慮し、一次避難場所として重要な公園では、防災的な機能をもたせるような再整備を行います。

※一次避難場所

災害発生時において、主に近隣の住民が緊急避難する場所あるいは広域避難場所への中継地等になる場所。主に近隣公園や地区公園がこれにあたる。広域避難場所は、避難者を収容し、避難者の生命を保護する場所で、主に都市基幹公園(総合公園や運動公園など)が担う。

2) 身近な公園の整備推進（新規整備）

街区公園や近隣公園など、私たちの暮らしに最も身近な公園は、用地取得の難しさなどから地域によって一部に偏りがあります。こうした偏りを解消し、公園空白地をなくすように努めていきます。そのために、緑化重点地区を中心に民間遊休地の借り受け、調整池などの公有地の複合利用などを検討して用地の確保に努力するとともに、防災的な観点にも留意しながら、整備していきます。

また、整備する公園も市民のみなさんの協力を得ながら、地域に根ざした親しまれる公園づくりを目指します。

※街区公園や近隣公園

公園の種類を示すもので、市民生活に最も身近な公園である住区基幹公園の中の種類。街区公園は誘致距離250m以内で面積0.25haが標準、近隣公園は誘致距離500m以内で面積2haの広さが標準とされている。住区基幹公園には、この2つのほかに、地区公園(誘致距離1km以内、標準面積4ha)がある。

※緑化重点地区

緑の基本計画に位置付ける法律上の制度で重点的に緑化を図る地区。

3) 多様な公園整備・役割分担の実施

私たちの暮らしが多様化していく中で、公園のありかたも画一的でない個性が求められています。また、街区公園は、地域の状況に則した公園整備が可能になっています。

今後、新設又は再整備していく公園では、市民のアイデアを取り入れることで個性的な公園づくりを進める一方、小規模な公園が密集している地区においては、同じ施設内容とならないよう役割分担や特色づけを行うなど、複数の公園を同時かつ一体的に再整備する検討を進めます。

また、公園の多機能化についても検討し、災害時に有効に活用できる飲料水兼用型防火水槽などの配置や、公園の一部の堆雪スペース利用などの公園整備を目指します。

【関連する主な施策】

- b-1-2 コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
- b-1-3 児童遊園の充実と統廃合の検討
- b-3-3 地域行事を支える公園づくり
- c-1-1 住民参加による公園計画の推進
- c-2-1 公園施設の長寿命化の推進
- d-2-1 誰にもやさしい公園づくり（バリアフリー化）
- d-2-2 公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新
- d-2-3 防犯面や遊具等の安全・安心づくり

重点

b-1-2 コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化

少子高齢化を背景に、公園は地域のコミュニティを育み、子育てや健康づくりなど、その期待される役割が増大しています。地域のニーズに応じ、地域コミュニティや子育て交流などを育み、また、健康づくりが可能な施設導入や安心して子供たちを見守ることのできる空間づくりなど、こうした時代背景にあわせて、対応していきます。

【関連する主な施策】

- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の新設・再整備
- b-1-3 児童遊園の充実と統廃合の検討
- b-3-3 地域行事を支える公園づくり
- c-1-1 住民参加による公園計画の推進
- c-2-1 公園施設の長寿命化の推進
- d-2-1 誰にもやさしい公園づくり（バリアフリー化）
- d-2-3 防犯面や遊具等の安全・安心づくり

b-1-3 児童遊園の充実と統廃合の検討

旭川市の児童遊園は280か所設置されていますが、遊具等の施設老朽化が進んでいるほか、整備内容が画一的となっています。

また、8割が500㎡未満であるなど手狭であるほか、一部の地区では児童遊園が密集しており遊具などの機能重複がみられます

このため、一定規模以上の児童遊園は、地区の街区公園の充足状況を踏まえながら、都市公園（街区公園）に位置付けを変更し、施設の維持管理や適切な施設更新・再整備を進めます。

また、規模の小さな児童遊園は、地域の意見に耳を傾けながら、統廃合や機能分担を検討し、利用の促進に努めます。

※児童遊園

児童福祉法第40条に規定されている施設の一つで、屋内型の児童館と並び、屋外型の児童厚生施設。

【関連する主な施策】

- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の新設・再整備
- b-1-2 コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
- c-1-1 住民参加による公園計画の推進
- d-2-1 誰にもやさしい公園づくり（バリアフリー化）
- d-2-3 防犯面や遊具等の安全・安心づくり

②施策の柱「b-2 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進」の施策

重点

b-2-1 花による緑化の推進

草花は、その美しさや華やかさとともに、誰もが気軽に扱うことのできる緑化素材であり、しかも緑化の効果が早く現れます。特に北国では短い期間にたくさんの花が咲き乱れる特徴的な風景をつくり出してくれます。樹木による緑化の難しい狭い場所も有効に利用でき、ドライフラワーやポプリづくりなどを通して、市民と緑化事業との融合を図ることもできます。

北海道ガーデン街道の取組に象徴されるように、旭川市周辺は、美しい花による街並みづくりが特に盛んであり、全国に知られた観光資源にもなっています。

こうした地域のイメージを高め、地域を先導する旭川市の役割を果たしていくため、公共公益施設の窓辺を花で飾るなどの取組を実行していくほか、主要幹線沿道で花による道路修景を市民との協働で進めます。

※北海道ガーデン街道

北海道の代表的な美しい8つのガーデンが集中している、大雪～富良野～十勝を結ぶ全長約250kmの街道。

【関連する主な施策】

- a-3-2 まちへ迎える緑化の推進（道路・JR沿線の緑化など）
- a-4-3 ガーデニングや窓辺緑化の普及
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援

b-2-2 再利用樹木事業の展開

維持管理が困難となった民間や公共の樹木で、移植が可能で緑化に転用できるものを所有者の同意のもとに無償提供していただき、これを登録して緑化事業や市民のみなさんに活用していただく、再利用樹木事業を引き続き展開していきます。そのために樹木を一時集める苗圃などを活用していきます。

また、事業による好循環が生まれるよう、事業の周知や情報提供を積極的に進め、効果的な展開が図れるようその仕組みを発展させます。

※苗圃(びょうほ)

草木の苗を育てるための畑。

【関連する主な施策】

- a-4-3 ガーデニングや窓辺緑化の普及
- b-2-3 空地や残地の緑化推進
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）

b-2-3 空地や残地の緑化推進

近年、都市の人口減少を背景に、空き家や空き地が増加するなど、庭が荒れたり雑草地として荒涼感がみられる場所も出てきています。こうした空き地などを土地所有者や町内会と連携をとり、花壇の造成や植栽により、休憩場所としてリフレッシュするなど持続可能な取組を支援し、地区環境の荒廃防止に努めます。

また、道路用地の残地など、維持管理の行き届きにくい公共用地は、地域コミュニティと協議しながら花壇や緑地にするなどのみどりづくりを積極的に進めます。

【関連する主な施策】

- b-2-1 花による緑化の推進
- b-2-2 みどりのリサイクル事業の展開
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援

③施策の柱「b-3 地域のシンボルとなるみどりづくり」の施策

b-3-1 貴重な樹木の保全（保護樹・保護樹林の指定、路傍樹、社寺林）

1) 保護樹・保護樹林の指定

市内には、優れた樹木や樹林が散在しており、身近なみどりとして市民のみなさんに親しまれています。近年、こうした樹木や樹林の減少が進んでおり、早急な保全対策が必要になってきています。

旭川市では市民団体と協力して現在、保護樹・保護樹林として15か所を指定して保全していますが、今後も市民からこのような樹木や樹林についての情報をいただきながら、保護樹・保護樹林の指定を行い、積極的に守っていきます。

また、名木だけでなく、景観上重要な樹木や樹林、低木、草花などについても景観重要樹木の指定など保全方策の検討を行い、市街地の貴重なみどりを守っていきます。



西神楽の保存樹
「神やどるオンコ」

2) 路傍樹の保全と創出

道路沿いにある樹木や草花も市街地に残る貴重なみどりです。道路拡幅などに伴って、こうしたみどりが失われることのないように、事前の協議を要請しておくなど、積極的に守っていきます。

また、市民が日常的に利用する場所の修景を進め、道路沿線のみどりの質を高めていきます。

3) 社寺林の保全

旭川市には護国神社、上川神社など豊かな樹林を有する神社や寺が多くあり、貴重な地域のみどりとして、私たちの心に残る風景をつくっています。これらのみどりは、景観上重要な資源であり、保護樹・保護樹林の指定などの保護・保全のための手立てを実行していきます。

【関連する主な施策】

- b-3-2 地域ごとのみどりのシンボルづくり
- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）

b-3-2 地域ごとのみどりのシンボルづくり

地区センターや児童会館、大規模商業施設など地域や地区の核となる施設では、敷地内の積極的な緑化を進めます。同時に公園や緑地を隣接地に配置するなど施設と一体的な設計を行い、お祭りやフリーマーケットなどにも利用できる多目的な広場を設けるなどの工夫により、より身近にみどりに接することができるように努めます。

ゆったりとした敷地のなかに芝生の広場などを配した「永山市民交流センター」



【関連する主な施策】

- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-2-2 ネットワークを支えるみどりの保全（特別緑地保全地区含む）

b-3-3 地域行事を支える公園づくり

古くから伝わる夏祭りなどの地域行事をはじめ、近年ではフリーマーケットや冬季の雪あかりなどの新たな地域イベントのニーズが生まれています。こうした地域行事のニーズと公園の日常利用の双方を考慮し、地域利用が活発に促進されるよう、必要に応じて公園の改修や利用許可の柔軟な運用を進めます。

運用に当たっては地域と維持管理の協定を結ぶなどし、企画運営の支援を進めます。

【関連する主な施策】

- c-1-1 住民参加による公園計画の推進
- c-2-3 地域と育む公園活用の弾力化（イベント、雪置き）

④施策の柱「b-4 田園生活を楽しむみどりづくり」の施策

b-4-1 農地の保全活用

市街地をとりまく農耕地や山林にある農地は、農産物を生産する本来の機能に加えて、都市生活者に潤いと安らぎを与えるとともに、旭川らしい良好な都市景観を形成しています。このため、農地の目的との整合を図りつつ、農地の適正な保全を進めます。散在する休耕地や転作農地は地権者の協力と市民参加を通じて、スケールの大きな花畑、プレイグラウンドなどとして活用していきます。

また、水田の広がりや丘陵地の畑作の重なり、ソバ畑の広がりなど風景が特徴的な眺望ポイントについては、農業者との合意形成を前提に、国や北海道などの道路管理者と協議し、路肩に安全な停車帯設置を働きかけていきます。また、展望施設の設置を検討していきます。

また、フットパスなど歩いてめぐることができるネットワークづくりなど、地域風景を楽しむ工夫を検討していきます。

旭川らしい農地の広がり・盆地の水田風景を保全
(北永山付近)



【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-3-3 田園文化の育成・創造
- b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出

b-4-2 市民農園の充実

旭川市をとりまく田園は、市民にとって身近に農に親しめる場としてニーズが高まっています。休耕農地などの活用とともに、土にふれるレクリエーションの提供をしてくために、身近に生産や収穫の体験ができる市民農園の整備を進めます。また、すでに整備済みの花菜里ランドでは、家庭菜園の講習会を定期的で開催するなど、より多くの市民が農に親しめるような取組を行っています。

今後の展開にあたっては、民間主導の貸農園を中心にその整備運営を支援するほか、農園の紹介や農作物育成の楽しみ方や知識の普及啓発を図ります。

※市民農園

区画された場所を市民に貸し出して菜園や花畑として利用する施設。

様々な農の楽しみを体感できる市民農園
(江丹別若者の郷市民農園)



【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-3-3 田園文化の育成・創造
- b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）

重点

b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出

近年、みどりに親しむ活動として、庭づくりや家庭菜園などのさまざまなガーデニングが広く行われています。個人の庭を開放するオープンガーデンなど楽しみ方も多様化してきており、花やみどりの育成技術や知識のニーズも高まっています。あさひかわ北彩都ガーデンではガーデニングに関する講習を開催し、市民参加による維持管理が展開されており、今後もモデルとなるガーデンづくりや交流の促進、知識の普及を進めます。

また、食の安全や地産地消など、食と農の双方に対する関心やニーズへの高まりを背景に、江丹別若者の郷や花菜里ランドでの農・畜産加工体験を充実するほか、民間農園等においても旭川の豊かな農産物を収穫したり味わったりできる機会や場所の拡大を図っていきます。平成27年(2015年)にオープンしたあさひかわ北彩都ガーデン(宮前公園西エリア)では、ガーデンセンターにおいて、「農のガーデン」に植えられた野菜や果樹を活用した講習会を開催するなど、都心立地の立ち寄りやすさを活かし、新しい楽しみ方の情報発信拠点として先導的役割を果たしていきます。

このようにガーデニング、農とのふれあいや食の楽しみなどの充実や広がりを通じ、旭川ならではの豊かな田園文化を醸成していきます。



農と食を一体的に学べる
「農のガーデン」(あさひかわ北彩都ガーデン)

【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-3-3 田園文化の育成・創造
- b-4-3 ガーデニングや食など田園文化の創出
- b-4-1 農地の保全活用
- b-4-2 市民農園の充実
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発(広報・手引き・行事・説明板等)

5-3) 基本方針3[c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出]の施策

基本方針	施策の柱	主要な施策	
		施策ID	施策内容
c み ん な で 守 り 育 て る 持 続 可 能 な み ど り の 創 出	c-1 市民協働の促進	c-1-1	●住民参加による公園づくりの推進
		c-1-2	●多様な担い手の育成と連携の強化
		c-1-3	●市民主体の緑化活動の支援
	c-2 持続可能な公園づくり	c-2-1	●公園施設の長寿命化の推進
		c-2-2	●リサイクル事業や省エネルギー化の推進
		c-2-3	●地域連携による公園管理と弾力運用
	c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり	c-3-1	●緑化基金の見直し
		c-3-2	●景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用
		c-3-3	●みどりに関する協定づくりの推進(緑地協定・景観協定など)
		c-3-4	●公共施設緑化指針(ガイドライン)の作成

重点施策

① 施策の柱「c-1 市民協働の促進」の施策

c-1-1 住民参加による公園づくりの推進

利用しやすく大切にされる公園をつくるためには、地域の方々が公園に対して親しみを持ってもらうようにすることが欠かせませんし、公園事業は、地域の方々が最も関わりやすい公共事業と言えます。そこで、新設する公園や既存の公園の再整備の際には、企画の段階から地域の方々の意見を取り入れ、公園に親しみを持って活用していただけるように工夫しています。このような取組はすでに実施・定着してきており、市民参加の公園づくりを今後も推進していくとともに、整備完了後の維持管理や運用についても、住民の方に参加してもらう取組を進めます。

また、行政からはたらきかけて公園づくりを進めるだけでなく、西神楽で実践されているような地域団体によるグラウンドワーク活動などによる公園の実現も目指します。

※グラウンドワーク

1980年代にイギリスで始まった環境問題への取組。非営利の活動団体が中心となって、市民や産業界、行政が協働して、地域の様々な環境問題に取り組んでいく手法。日本での代表例としては、静岡県「グラウンドワーク三島」の活動がある。

地域住民が公園の利活用を図る活動を実施



【関連する主な施策】

- a-1-1 特徴ある大きな公園の整備
- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の新設・再整備
- b-1-2 コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
- c-2-3 地域と育む公園活用の弾力化（イベント、雪置き）

重点

c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化

みどりづくりは、行政や市民参加はもちろん、様々な企業や団体による社会貢献活動の取組によるものも広がってきています。

また、NPO法人による環境保全やまちづくり活動も近年、様々なかたちで展開されてきています。

このように、多様なみどりづくりの担い手は、豊かな環境形成を進める大切な原動力です。こうした取組を推進していくために、市民活動の拠点となる旭川市市民活動交流センターなどを通じて、活動の情報発信や担い手間の交流・連携づくりの支援を進めていきます。

※NPO法人（特定非営利活動法人）

平成10年(1998年)に施行された日本の特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。旭川市では平成25年(2013年)現在94団体あり、そのうち環境保全を目的の一つとする団体は14団体である。

【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-2-3 都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）
- a-3-2 まちへ迎える緑化の推進（道路・JR沿線の緑化など）
- b-1-2 コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
- a-4-3 ガーデニングや窓辺緑化の普及
- b-2-1 花による緑化の推進
- b-3-2 地域ごとのみどりのシンボルづくり
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- c-3-1 緑化基金の見直し
- c-3-3 みどりに関する協定づくりの推進（緑地協定・景観協定など）
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携
- e-3-2 緑のセンターの充実・強化
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）

c-1-3 市民主体の緑化活動の支援

1) 町内会などによる地域緑化の推進

地域に根差した緑化を推進していくために、町内会や商店街などの既存組織と連携を図ったり、みどりづくりや環境問題などへの取組への支援を進めたりしています。これによって、公園づくりや地域のみどりの維持管理などへの参加増進が期待されます。

地域の方々が愛着をもって身近な環境を守り育てていけるよう、行政も技術支援や物的支援など地域との協働で緑化に取り組んでいきます。

また、花株の助成について、これまでは苗を購入していましたが、その一部を苗圃で種から育成した苗や、種子の助成に切り替えるなどコスト縮減の工夫に努めます。



町内会による街路の花壇管理

2) 市民主体の緑化活動の支援

行政による緑化推進とともに、市民のみなさんによる各種のイベント、運動の活発化もみどりのまちづくりに欠かせません。“旭川を緑にする会”をはじめとする各団体への支援を今後も継続的に実施していくほか、新たな市民主体の活動の掘り起こしや人的・物的な活動支援を行います。

【関連する主な施策】

- a-3-2 まちへ迎える緑化の推進（道路・JR沿線の緑化など）
- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の新設・再整備
- b-1-2 コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
- b-2-1 花による緑化の推進
- b-2-3 空地や残地の緑化推進
- b-3-2 地域ごとのみどりのシンボルづくり
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

②施策の柱「c-2 持続可能な公園づくり」の施策

重点

c-2-1 公園施設の長寿命化の推進

公園の遊具やトイレ、園路、照明などの公園施設は、快適で安全な市民利用の上で適切な維持管理や更新が必要です。

旭川市の公園施設は、平成23年度(2011年度)に策定された「旭川市公園施設長寿命化計画」に基づき公園施設のデータベース化を進め、計画的な維持管理・更新を着実に進めていきます。

また、地域のニーズに合わなくなった施設については、地域と協議しながら廃止や他施設の導入についても検討します。

【関連する主な施策】

- a-1-1 特徴ある大きな公園の整備
- a-2-1 拠点となる都心の公園の快適性向上
- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の新設・再整備
- b-1-3 児童遊園の充実と統廃合の検討
- d-2-1 誰にもやさしい公園づくり（バリアフリー化）
- d-2-2 公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新
- d-2-3 防犯面や遊具等の安全・安心づくり

c-2-2 リサイクル事業や省エネルギー化の推進

公園や道路の落葉は、季節感を感じさせてくれる情緒ある風景をつくるとともに、みどりが生み出す有用な資源になります。例えば、落ち葉を腐葉土化し、花壇づくりの団体へ支給していますが、安価に販売し、維持管理費に当てるなどの仕組みづくりを進めます。こうした取組は、環境保全の問題とも密接に関係することから、関係部局と共同でリサイクルが広がっていくようにしていきます。

また、維持管理による草刈後の草の回収処分をしない、剪定枝をチップ化して花壇のマルチングや園路の敷材に用い維持管理を最小限にする、公園のごみ箱の撤去により、ごみの持ち帰りを促進するなど、循環型の公園緑地の維持管理にも取り組みます。

省エネルギー化の面では、公園灯のLED化や設備の高効率化などを進めるほか、太陽光などの再生可能エネルギーの活用を進めていきます。

※マルチング

植物の保護、水分の蒸発防止、地温の確保・安定化などのため、土の上をわらやピニールなどで覆うこと。同時に雑草の生育を抑制する効果も期待できる。

公園や街路樹の剪定枝をチップ化して公園花壇や街路樹柵に敷き、雑草の抑制など維持管理の手間を低減



【関連する主な施策】

- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の新設・再整備
- d-2-2 公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

c-2-3 地域連携による公園管理と弾力運用

みどりは、その量的な拡大はもとより、大切に育てていくことが必要です。公園の数や街路樹の数を増やしてだけでなく、管理体制の充実を図っていくことが、さらに重要になっています。指定管理者制度による管理運営の充実化や市民のみなさんとの協働の実践など、これまで以上に管理運営の質的向上を目指します。

今後は、さらに町内会・市民委員会や地域まちづくり推進協議会などと、公園の活用や維持管理面の連携を強化していきます。

また、公園の占用利用は届出許可制が基本ですが、指定管理者制度や維持管理協定に基づく管理体制が明確な場合、公園利用の柔軟な運用ができるよう、弾力的な運用方策の導入を進めます。例えば、届出許可の簡略化、現在試行している公園の雪押し場としての町内会活用などがあります。

※指定管理者制度

多様な市民ニーズに、効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活かしながら、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的としたもので、従来の地方自治法に基づく団体だけでなく、民間企業やNPO法人の参加が可能。

【関連する主な施策】

- a-1-1 特徴ある大きな公園の整備
- a-4-2 冬の公園利用促進（ウィンターイベントの企画運営）
- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の新設・再整備
- b-3-3 地域行事を支える公園づくり
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化

③施策の柱「c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり」の施策

c-3-1 緑化基金の見直し

旭川市は、平成3年度(1991年度)から「旭川市都市緑化基金」を設け、市費や寄付金を財源に積立を行い、その利息を運用して緑化運動の普及事業などを進めてきました。しかしながら、近年の低金利や寄付の減少と市の財政悪化により、基金を取りくずし、緑化事業に充てるなど、運用が厳しい状況にあります。一方で、こうした財源は、市民活動が活発化する中であって、その支援などを行うために必要性が高くなっています。

そのため、基金の抜本的な見直しを行い、財源のあり方や支援内容の工夫などを検討し、改善することで有効なものに転換するよう検討します。

【関連する主な施策】

- b-2-1 花による緑化の推進
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）
- e-3-4 公的な緑化活動の企画・運営 【表彰を含む】

重点

c-3-2 景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用

1) 景観づくり基本計画との連携

旭川市では、平成15年度(2003年度)に旭川市景観づくり基本計画を策定し、「素顔を活かして表情豊かに成長するまちづくり」を景観づくりの目標と定め、誇りと愛着の持てるまちを目指して景観づくりに取り組んでいます。また、景観法の施行に伴い、旭川市景観条例の改定と景観計画の策定を平成19年(2007年)に行いました。

みどりの保全や創出は、景観づくりにとっても極めて重要な取組のひとつです。景観づくりを実行していく上で基本となる景観条例や景観づくり基本計画と密接に連携を図りながら、みどり豊かな都市づくりに取り組んでいきます。特に北彩都あさひかわ地区は、景観計画で指定する「景観計画重点区域」であり、その景観形成方針に基づいた着実な整備を進めていきます。

また、大規模な公共公益施設や、道路橋りょうなどの土木施設は、周辺の景観に与える影響が大きく、十分な緑化などによる景観への配慮が必要です。関係部署と連携してみどりの景観づくりのモデルとなる整備を進め、先導的役割を果たしていきます。

※旭川市景観条例

市民が快適で心地よい生活を営むことができるように、景観づくりを総合的、計画的に進めるため、景観づくりの理念や市民・事業者・市の責務などの基本的な事項を定めた条例。平成14年(2002年)4月1日施行。(平成19年(2007年)改定)

【関連する主な施策】

- a-2-2 都心のみどりのネットワーク形成
- c-3-3 みどりに関する協定づくりの推進(緑地協定・景観協定など)
- c-3-4 公共施設緑化の評価基準の整備(マニュアル)

2) 保全・創出に向けた制度の活用

旭川市では平成17年(2005年)に緑化重点地区の指定を行い、市街地の緑化推進に努めてきました。今後も残された貴重なみどりは、法律にもとづく制度の指定などを通して保全するように努め、新たなみどりの創出や維持に必要な制度を積極的に活用していきます。こうした法制度には、特別緑地保全地区や緑化地域などのさまざまな制度があります。

貴重な緑地や風致を有している地区の状況に合わせ、適切な制度を選択して段階的に指定していきます。

■主な緑の保全制度

制度	根拠法	制度のねらい	運用方法	指定権者	内容
緑化重点地区	都市緑地法第2章2	緑の基本計画が目指すもののモデルとして具体化し他地区へ波及	—	市町村長	緑化重点地区総合整備事業や緑化施設の認定による税制優遇
保全配慮地区	都市緑地法第2章3	特別緑地保全地区以外の区域で計画的・総合的に緑地を保全	—	市町村長	申し出がなくても市民緑地契約の締結が可能になる
風致地区	都市計画法第8条1	主に都市の自然景観を維持しつつ良好な市街地の形成を図る	許可	知事又は中核市、指定都市の市長	建築物の高さ、建蔽率、壁面後退、緑化などについて委任条例によって制限できる
緑化地域	都市緑地法第4章	大規模敷地の建築物に緑化を義務付けることで緑地の保全・創出を図る	許可	知事又は中核市、指定都市の市長	大規模建築物の緑化率規制の導入 地区整備計画等に定められた緑化率の最低限度を定めることができる(条例に基づく)
緑地保全地域	都市緑地法第3章第1節	都市近郊の緑地を対象に届出によって緑地を保全する	届出	知事又は中核市、指定都市の市長	建築物の建築、樹木の伐採、水辺の干拓・埋め立て、宅地の造成、土地形質の変更、土石の採取 基本計画又は管理協定に定められた整備に関するものについて国の補助がある 違反があった場合の原状回復命令と損失補償規定がある
特別緑地保全地区	都市緑地法第3章第2節	都市の緑地を保全する	許可	知事又は中核市、指定都市の市長(10ha未満市町村長)	現状凍結保全(従来)⇒保全的利用を認める 地権者に対する損失保障、土地の買取が可能、税制優遇
地区計画等緑地保全条例	都市計画法15条 都市緑地法第3章第3節	街区から住区にいたる地区レベルにおいて、一定の水準の環境を備えた市街地の形成を図る	許可	市町村長	地区施設の配置及び規模 建築物の用途制限、容積率の最高最低限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面位置、高さの最高最低限度 現状凍結保全 損失補償なし
緑地協定	都市緑地法第5章	地域の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進する	—	市町村長	樹木等の種類や植栽の位置、垣・柵の構造等

【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-2-3 都心緑化の推進(民間敷地, 屋上・壁面緑化)
- c-3-3 みどりに関する協定づくりの推進(緑地協定・景観協定など)
- d-1-2 防災上重要な場所の保全(特別緑地保全地区含む)
- e-2-1 生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全
- e-2-2 ネットワークを支えるみどりの保全(特別緑地保全地区含む)
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり

c-3-3 みどりに関する協定づくりの推進（緑地協定・景観協定など）

住宅団地や工業団地などを新しく開発する場合、既存緑地の保全や新たな緑地の創出に向け、「緑地の回復に関する指導要綱」により適切な指導を進めます。

また、個々の敷地での緑化水準などを定める緑地協定や緑化に配慮した景観協定の制定をはたらきかけ、みどりの創出に努めます。既存の市街地でも、緑化意識の高揚などを見極めながら、協定締結を目指していきます。

特に工業団地などでは、良好な樹林帯による災害や公害の防止を進め、積極的に協力を依頼し、用地に余裕があり、住宅地に近い場合などには、地域住民への開放をはたらきかけていきます。



景観協定によるみどりと調和した
街並みの事例
(アーバンスクエア八条さくや町)

【関連する主な施策】

- a-2-2 都心のみどりのネットワーク形成
- a-2-3 都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）
- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化
- c-3-2 景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用

c-3-4 公共施設緑化指針（ガイドライン）の作成

市内の公共公益施設は、規模や形状もさまざまであり、緑化のありかたも施設のおかれている状況により多くのスタイルがあります。このため、公共施設の建設の際に緑化の方向性を示す（ガイドライン）を作成し、地域の緑化の先導的な役割を果たしていきます。

施設周辺を積極的に緑化し、
一般的にも開放した旭川市下
水処理センター



【関連する主な施策】

- a-2-2 都心のみどりのネットワーク形成
- a-2-3 都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）
- b-3-2 地域ごとのみどりのシンボルづくり
- c-3-2 景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用
- e-3-4 公的な緑化活動の企画・運営 【表彰を含む】
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

5-4) 基本方針4[d. 安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出]の施策

基本方針	施策の柱	主要な施策	
		施策	重点施策
d 誰にもやさしい みどりの創出	d-1 防災を支えるみどりづくりの強化	d-1-1 ●公園の防災機能の強化	●
		d-1-2 ●防災上重要な場所の保全(特別緑地保全地区含む)	
		d-1-3 ●防災ネットワークづくりの推進(避難地機能の強化)	
	d-2 誰もが安全・安心に利用できるみどりづくり	d-2-1 ●誰にもやさしい公園づくり(バリアフリー化)	●
		d-2-2 ●公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新	
		d-2-3 ●防犯面や遊具等の安全・安心づくり	

① 施策の柱「d-1 防災を支えるみどりづくりの強化」の施策

重点

d-1-1 公園の防災機能の強化

主要河川によって市街地が5つに区分されている旭川市の特徴を踏まえ、災害が発生した場合に救援活動、復旧・復興等の活動拠点として位置付けられ、その機能を有する防災拠点となる公園緑地が適切に配置されるよう取り組みます。(※5つの地域区分はd-1-3 防災拠点ネットワーク図を参照)

また、災害の予防や災害時に公園緑地が果たすべき機能を踏まえ、公園施設整備に関する基本的な考え方(指針)をまとめ、それに沿って災害種別ごとの対処や地域的な条件を加味しながら、防災公園等を整備又は再整備していきます。

広域 防災拠点	東光スポーツ公園(東部地域防災拠点を兼ねる)					
	都心部	東部	神楽	西部	北部	永山
防災拠点 (広域避難場所)	人口 21,656人 面積 468.5ha 常磐公園	人口 94,016人 面積 1,817.8ha 東光 スポーツ公園 (東豊公園が補完)	人口 37,814人 面積 1,029.8ha 神楽岡公園	人口 31,070人 面積 806ha 忠和公園	人口 92,746人 面積 2,220ha 花咲スポーツ 公園 (春光台公園が補完)	人口 55,570人 面積 1,614.9ha (仮)永山地区 総合公園 (永山西公園が補完)
一時 避難場所	1カ所	9カ所 (東豊公園を除く)	7カ所	5カ所	12カ所	6カ所 (永山西公園を除く)

※防災拠点の公園体系では、旭川市総合防災センターを有する東光スポーツ公園を広域防災拠点とする。

※主要河川で区分された5つの地域と、昼間人口が多い都心部を加えた6つの地域ごとに、防災拠点(広域避難場所)となる都市基幹公園を配置する。

※人口規模が大きいあるいは面積が広い地域にあっては、防災拠点を補完する公園を配置する。

(補完する公園緑地は、東豊公園、春光台公園、(仮)永山西公園の3カ所とする)

※防災拠点は建築施設を有することを基本とし、主要な避難路として機能する主要河川に近接する公園緑地とする。

※一次避難場所は、6つの地域内にある避難場所となるオープンスペースを有する住区基幹公園等とする。

※一次避難場所となる住区基幹公園等が現時点で整備されていない地区では、これに代わる緑地等を「当面の代替地」として位置付ける。代替地がない場合は、早急に一次避難場所となる公園緑地の整備を検討する。

(当面の代替地として、台場の小鳥の森、東鷹栖の興国神社とする。)

【関連する主な施策】

- a-1-1 特徴ある大きな公園の整備
- c-2-1 公園施設の長寿命化の推進
- d-1-2 防災上重要な場所の保全（特別緑地保全地区含む）
- d-1-3 防災ネットワークづくりの推進（避難地機能の強化）

d-1-2 防災上重要な場所の保全（特別緑地保全地区含む）

急傾斜地の樹林や防風林、防火帯の役目を担っている樹林など、災害を防ぐためのみどりを保全することが大切な場所は、特別緑地保全地区等の制度を活用して、積極的に守っていきます。

具体的には、神居町神岡、旭神にみられる河岸段丘等や、近文台、桜岡の丘陵の連続する斜面樹林が対象となりますが、民間所有であるため、権利者と協議しながら、適切に保全を進めます。

【関連する主な施策】

- c-3-2 景観づくり基本計画との連携やみどりの保全制度の活用
- d-1-1 公園の防災機能の強化
- d-1-3 防災ネットワークづくりの推進（避難地機能の強化）
- e-2-2 ネットワークを支えるみどりの保全（特別緑地保全地区含む）

d-1-3 防災ネットワークづくりの推進（避難場所機能の強化）

1) 公共公益施設の避難場所機能を強化する緑化推進

公共公益施設は、災害時の避難場所となる役割をもっており、旭川市でもこれらの施設の避難場所指定を行っています。関係部署と連携し、避難場所として有効な施設整備を図っていくとともに、延焼を防ぐ樹林帯を敷地の外周に配置するなど機能強化を進めます。

特に教育施設は、屋内施設や広い運動場を備えるなど、積雪寒冷地である旭川の避難場所として理想的な条件を備えていることから、敷地外周の樹林の保全や整備を進めます。

2) 防災ネットワークづくりの推進

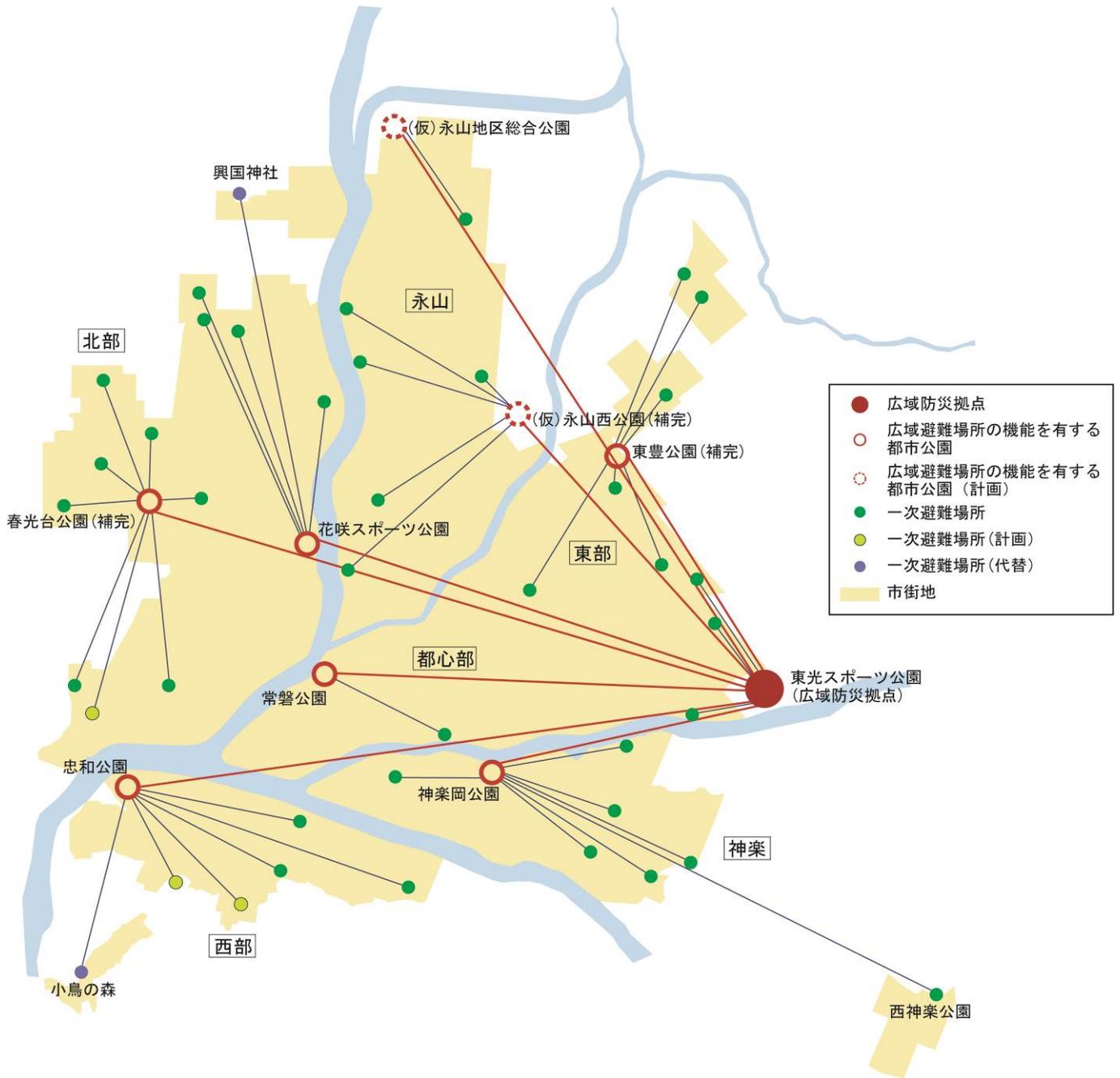
防災拠点は、それぞれの拠点の役割を果たすとともに、拠点機能が旭川市全体としてネットワーク化されていることが大切です。旭川市総合防災センターを有する東光スポーツ公園を、本市全体を対象とする広域防災拠点、常磐公園や神楽岡公園等の総合公園を地域における防災拠点として位置付け、これらの連携が発揮されていくよう主要幹線道路を中心に、災害に強い基幹的な防災ネットワークを構築します。

また、基幹的な防災ネットワークを補完する防災経路について、地域幹線道路、緑道、河川、グリーンベルト等を活用しながら、災害時に移動可能な経路のネットワーク化を進めます。

【関連する主な施策】

- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設
- c-3-4 公共施設緑化指針（ガイドライン）の作成
- d-1-1 公園の防災機能の強化
- d-1-2 防災上重要な場所の保全（特別緑地保全地区含む）
- e-2-2 ネットワークを支えるみどりの保全（特別緑地保全地区含む）

■防災拠点公園ネットワーク図（主要公園）



災害時倉庫機能などを公園施設と一体的に整備
（春光台公園）



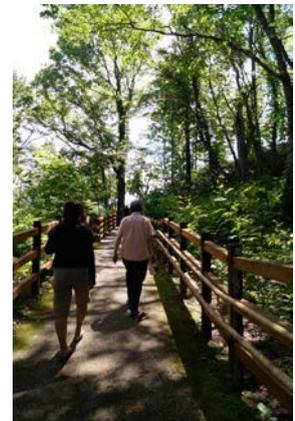
②施策の柱「d-2 誰もが安全・安心に利用できるみどりづくり」の施策

重点

d-2-1 誰にもやさしい公園づくり（バリアフリー化）

本市では急速な高齢化が進展しているとともに、障害者が社会の様々な活動に参加する機会の確保が求められております。そうした背景から、公園緑地においても、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等にそって、スロープや手すりの設置、公園トイレのバリアフリー化などに努めてきています。現在の公園施設のバリアフリー化率は17%になっており、全施設のバリアフリー化に向けて、優先順位を定めながら「誰にもやさしい公園づくり」の整備を着実に進めていきます。

公園の園路にスロープや手すりを設けるなど、バリアフリー整備を実施（嵐山公園）



【関連する主な施策】

- a-2-1 拠点となる都心の公園の快適性向上
- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設
- c-1-1 住民参加による公園づくりの推進
- c-2-1 公園施設の長寿命化の推進

d-2-2 公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新

旭川市の公園樹木や街路樹は、樹路樹の多くが30年以上を経過していることから、一部では老木化や密集などによる生育不良が生じています。枝折れや倒木の危険性があるため、適切なせん定とともに必要に応じて伐採や更新を進め、安全管理に努めていきます。

特に街路樹については、沿道住民との合意形成のもと、みどり豊かなまちづくりへの理解を得ながら適切な更新を進めます。

【関連する主な施策】

- a-1-2 まちのシンボルとなる道路緑化の推進
- a-2-1 拠点となる都心の公園の快適性向上
- a-2-2 都心のみどりのネットワーク形成
- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設

d-2-3 防犯面や遊具等の安全・安心づくり

安全で安心して利用できる公園づくりは、子どもたちや女性・高齢者をはじめ市民にとって大切なことです。遊具などの公園施設の点検を適切に行い、必要に応じて修繕や更新を行うなど、適切な安全管理に努めます。国の遊具の安全確保に関する指針が状況に応じて適時に見直されることから、これに対応した安全対策を図ります。

また、「薄暗い」、「見通しが悪い」など不安を感じる箇所の改善や、不審者の出没などについては警察や町内会と連携をとりながら、公園の防犯面の強化を進めます。

【関連する主な施策】

- a-2-1 拠点となる都心の公園の快適性向上
- b-1-1 地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備・新設
- b-1-2 コミュニティや子育て・健康を育む公園機能の強化
- b-1-3 児童遊園の充実と統廃合の検討
- c-1-1 住民参加による公園づくりの推進

5-5) 基本方針5[e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出]の施策

基本方針	施策の柱	主要な施策
e 健康で多様な自然と 共生するみどりの創出	e-1 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり	e-1-1 ●主要河川の自然保全
		e-1-2 ●多様な川づくり・小河川の緑化(調整池含む)
		e-1-3 ●河川と接続する公園緑地のエコアップ(自然度の向上)
	e-2 生物多様性の拠点と連携づくり	e-2-1 ●生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全
		e-2-2 ●ネットワークを支えるみどりの保全(特別緑地保全地区含む)
		e-2-3 ●身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
	e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進	e-3-1 ●環境教育の充実・学校教育との連携と支援
		e-3-2 ●緑のセンターの充実・強化
		e-3-3 ●みどりの知識や情報の普及啓発(広報・手引き・行事・説明板等)
		e-3-4 ●公的な緑化活動の企画・運営【表彰を含む】
		e-3-5 ●生物多様性や低炭素社会の意識啓発

① 施策の柱「e-1 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり」の施策

e-1-1 主要河川の自然保全

市街地を貫く石狩川をはじめとする4本の主要河川は、旭川の豊かな自然環境の象徴であり、旭川を特長づける大切な場所です。市民に身近なレクリエーション空間とするとともに、関係機関と連携し、河畔林や水際については、多様な動植物の生息・生育の場となっていることから治水面との整合性を図りつつ、川のまち旭川にふさわしい保全に努めます。

これらの主要河川を生態系ネットワークづくりの骨格とし、生物多様性に配慮した環境づくりの推進に向けて、治水上の安全性を確保しながら国や北海道等の河川管理者と連携して取り組みます。また、忠別川と連続する宮前公園や神楽橋下流右岸広場などのように、市民がみどりとふれあう文化を育てる河川整備について、さらに展開を図っていきます。

災害発生時には避難路、緊急道路など役割を果たし、日常だけでなく緊急時においても旭川を支える空間とします。

【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-3-4 みどりの広域連携の展開(自然・公園・ガーデン街道等)
- d-1-3 防災ネットワークづくりの推進(避難地機能の強化)
- e-1-2 多様な川づくり・小河川の緑化(調整池含む)
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

神楽橋下流右岸広場で整備された、生態階段の植栽



e-1-2 多様な川づくり・小河川の緑化（調整池含む）

旭川には、大小 162 本の川が市街地に流れています。私たちの生活する場所の近くにこのように多くの川が流れていることが、川のまち旭川の原点と言えます。

こうした網の目のように流れる河川に沿ってみどりを創り出すことによって、他都市には真似のできない緻密なみどりのネットワークを形成することができます。小股川などの桜つつみ整備や5号川（緑が丘）の多自然川づくりなど、これまでの整備展開を継承し、河川を活かした緑道整備や市民が親しめるみどりの導入、豊かな自然再生を進めます。また、みどりが少ない住宅地では、調整池の機能を損なわずに緑化に活用できる手法などの検討をしていきます。

これらの展開は、関係部局と連携し、防災の視点とともに生態系に配慮したみどりの創出に取り組みます。

※調整池

集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池

【関連する主な施策】

- a-2-2 都心のみどりのネットワーク形成
- a-4-1 水に親しめる空間づくり（橋詰空間を含む）
- d-1-3 防災ネットワークづくりの推進（避難地機能の強化）
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-1-3 河川と接続する公園緑地のエコアップ（自然度の向上）
- e-2-2 ネットワークを支えるみどりの保全（特別緑地保全地区含む）

【関連する主な施策】

- a-1-1 特徴ある大きな公園の整備
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-1-1 主要河川の自然保全
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

②施策の柱「e-2 生物多様性の拠点と連携づくり」の施策

重点

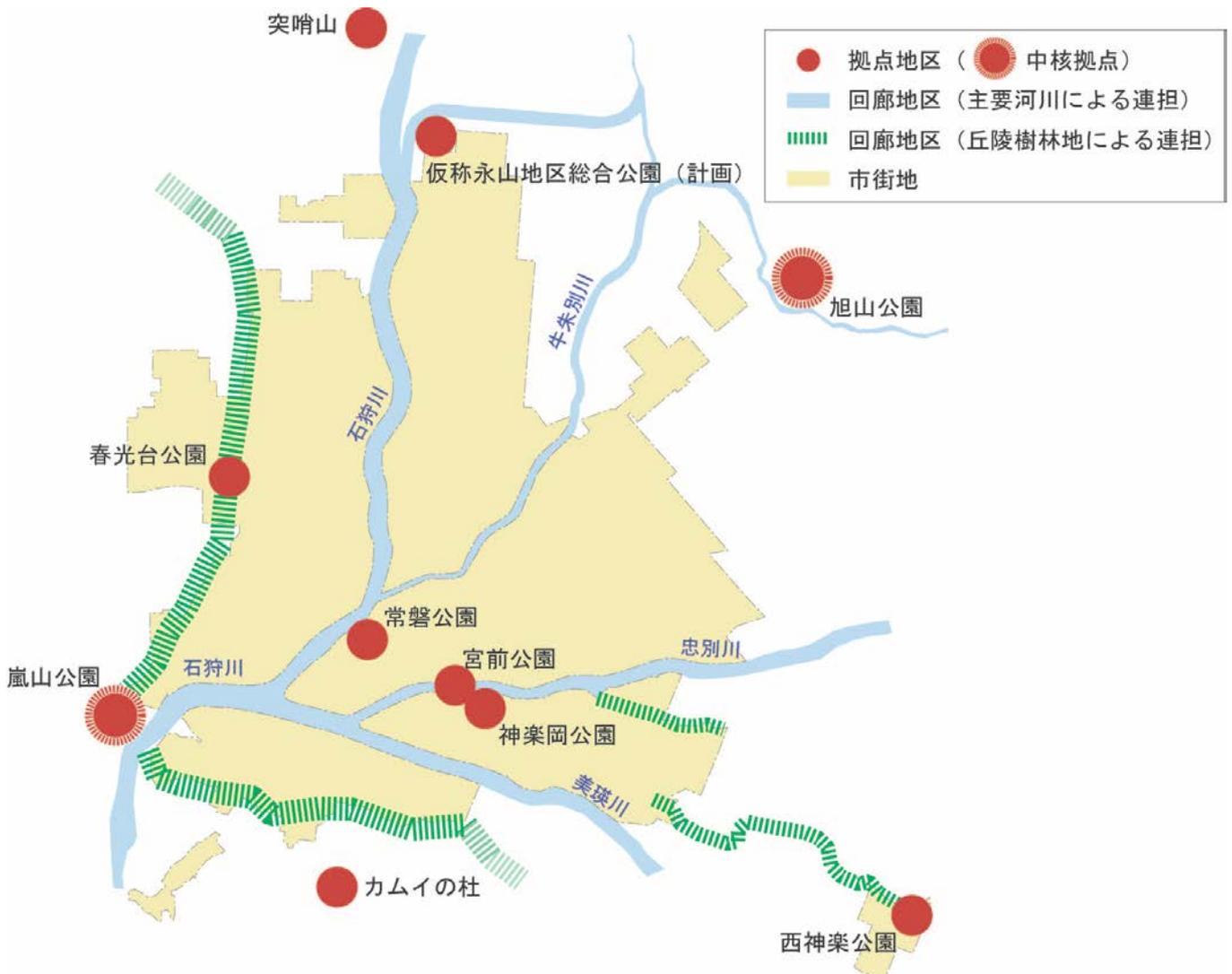
e-2-1 生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全

生物多様性を地域的に安定的に維持していくためには、山林に隣接し動植物種の供給等に資する中核地区から、市街地に存在し分布域の拡大等に資する拠点となる公園緑地（拠点地区）が適切に配置されていることが必要です。

このため、これらの拠点のネットワークを形成する骨格として丘陵や河川を位置付けるとともに、拠点地区の生物多様性を確保していくことが大切です。これらの拠点地区の配置は、次のような自然系緑地の配置方針図に基づき、自然の保全や自然度を高めるエリアの確保など、地元の植種を中心に生物多様性に配慮した整備保全に努めます。特に嵐山公園及び旭山公園は、市街地東西の中核拠点として位置付け、旭山公園においては再整備による充実を図ります。

これらの生物多様性が豊かな状態に確保されているか、自然生態系の調査を定期的に行うなど、市民とともにその推移を確認していきます。

■生物多様性の拠点となる自然系緑地配置方針



【関連する主な施策】

- a-1-1 特徴ある大きな公園の整備
- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-3-4 みどりの広域連携の展開(自然・公園・ガーデン街道等)
- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化
- e-1-1 主要河川の自然保全
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

e-2-2 ネットワークを支えるみどりの保全（特別緑地保全地区含む）

旭川市内には、保全が担保されていない良質な自然資源を有する民間の樹林地等がみられます。これらの樹林地は、生物多様性の確保やネットワーク連携の観点で、公園緑地や河川のみどりへつながる、飛び石状のネットワーク経路として重要です。これらの貴重な樹林地等については、特別緑地保全地区などの制度を活用して、ネットワークを支えるみどりとして保全を図ります。

また、道路空間は地域や施設、暮らす場所を結ぶ、線的なネットワークとなっており、公園緑地を含めた相互のネットワークは移動経路の多様化やみどりの使い分けなど、市民生活の豊かさにつながります。

同時に、こうした道路空間の特徴を活かし、旭川市の地域特性を取り入れ植栽構成を多様化するなど、生物多様性の確保につながるネットワークを強化します。

【関連する主な施策】

- c-3-2 景観づくり基本計画との連携やみどりの保全制度の活用
- e-1-1 主要河川の自然保全
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり

近年、市民の余暇活動や生きがいづくりの中で、身近な森林や荒廃地に植樹したり、手入れを行うなど、多様なみどりとのかかわり方が広がりつつあります。市街地からみえる丘陵などの森林は、景観的にも生物多様性の面からも、また、市民がみどりと身近にふれあう場としても重要です。

バードウォッチングや森林浴・健康づくりなど、森林の楽しみ方は多様化しています。こうした市民ニーズに responding していくために、森林法をはじめ関連法規等に基づく適切な規制誘導を図り、身近な森林の保全活用を進めます。一方、一部の森林などでは植林の放置や外来植物の侵入などによる荒廃がみられるため、市民と協働により、森林の健全な維持管理についても取り組みます。

このほか旭川市では、市街地内における良好な樹林地を保全・育成し、市民が日常的に自然に接することができる快適な生活環境の形成を図るため、ふれあいの森保全事業を進めています。これは地権者の協力を得て、市街地に残された貴重なみどりを守るための事業です。このふれあいの森と税制優遇が受けられる市民緑地制度を活用して、民有地のみどりをより有効に保全するよう指定していきます。

※市民緑地

都市内にみどりとオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために、土地所有者又は人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申出に基づき、地方公共団体又は都市緑地法第68条第1項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地等の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地

ふれあいのみどりとして身近に残る貴重なみどりを守る
(台場小鳥の村ふれあいの森)



【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-3-3 田園文化の育成・創造
- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-1-3 河川と接続する公園緑地のエコアップ（自然度の向上）
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

③施策の柱「e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進」の施策

重点

e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援

みどりや自然の大切さと役割を正しく認識することは、自然保全や緑化推進の原動力となるため、みどりに関わる教育環境の整備は非常に重要です。これまで推進してきた生涯学習や子供たちの環境教育をさらに充実させることに努めます。

このため、学校への情報提供を進めるとともに、授業への講師派遣や必要機材の提供を行います。また、生物の生息に適した場所(ビオトープ)の創出を行い、観察できる施設を整備して学校の授業などに活用してもらうよう PR していきます。

また、大学や高校などにおいては、若い人が地域環境に興味を持つよう、教育プログラムとの連携を図るなど積極的な取組を支援していきます。

また、近年、企業の社会貢献がクローズアップされ、企業による環境改善やみどりの創出活動の展開がみられます。今後、こうした企業の環境活動を支援していくとともに、社員の環境教育の普及啓発を支援します。

※ビオトープ

地域に合った自然の環境形成を促すことによって成り立つ生物が生息できる場所。概念としては放置されたごみ捨て場が変質して生物が生息している場所もこれに当てはまるが、一般的に環境的に良質な場所を指して用いられる。

子どもと親を対象にした環境教育プログラムの実施



【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-3-3 田園文化の育成・創造
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
- e-3-2 緑のセンターの充実・強化
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

e-3-2 緑のセンターの充実・強化

まちの緑化を進める上で、市民との接点となる「旭川市緑のセンター」の存在は重要であり、広く市民に知ってもらうとともに、その機能を充実させます。

具体的には、緑化に対する啓発・教育活動を強化し、電話や面談によるカウンセリング、各種講習会、緑化展示会、花とまちづくり活動の人材育成、セミナーの主催や協力、教育現場への人材派遣などを今以上に充実させます。また、市民と緑化行政の接点と位置付け、緑に関する情報収集や発信に関する事務を「緑のセンター」と「嵐山公園センター」に役割分担したうえで強化し、より積極的な取組を行うほか、将来的にはみどりに関する市民活動の拠点としての機能も果たしていくような体制としていきます。

※緑のセンター等

緑のセンターは神楽岡公園内にある緑の相談コーナーや温室のある旭川市緑の相談所とその周辺を含む区域の総称。嵐山公園センターは、嵐山公園内にある北方野草園の管理や嵐山の自然等を紹介する展示を行う施設。

※緑のセンターと嵐山公園センターの役割分担

例えば、緑のセンターがまちの緑化や公園緑地に関することを受け持ち、嵐山公園センターが旭川の自然環境に生息する植物の調査研究に関することを受け持つといったことを想定する。

緑のセンターが発行している
「緑のセンターだより」



【関連する主な施策】

- a-3-3 田園文化の育成・創造
- a-4-3 ガーデニングや窓辺緑化の普及
- b-2-1 花による緑化の推進
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-2-1 生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）
- e-3-4 公的な緑化活動の企画・運営 【表彰を含む】
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

重点

e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）

1) 緑化手引きの作成や説明板等の設置

今後のみどりづくりは、個人の住宅や一般企業の事業の中に広くみどりを取り入れてもらい、みなさんの協力を得ながら緑化活動を進めていくことが大切です。緑化の方法や旭川にふさわしい木や花、その管理の仕方などをまとめた緑化の手引きやパンフレットを、市民の知恵もいただきながら作成します。

また、インターネットを活用するなど情報発信を強化し、市民に親しんでもらえるよう周知方法を工夫します。公園緑地においては、市民や観光客がみどりや歴史、文学の知識などに親しみ学習できるよう、説明板等の設置を進めます。

2) みどりの広報の強化

緑化に対する取組み状況や各種イベントの案内、助成制度の周知などは、本市の広報紙はもとより、“みどりの広報”、“緑のセンターだより”など本市以外の広報紙でも情報を発信しています。

今後は、さらに広く市民に分かりやすく伝わるように、緑のセンターや市民団体と連携をはかり、インターネットの活用など様々な手法により、関連情報などを総合的に収集できる仕組みを検討します。

【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-2-3 都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）
- a-3-3 田園文化の育成・創造
- a-4-3 ガーデニングや窓辺緑化の普及
- b-2-1 花による緑化の推進
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-2-1 生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援
- e-3-4 公的な緑化活動の企画・運営・評価基準の整備
- e-3-5 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

e-3-5 公的な緑化活動の企画・運営・評価基準の整備

1) 公的な緑化活動の企画・運営

緑化の推進は、同じまちに住む私たちが共通の認識をもって目指す将来像や具体的なイメージを共有し育てていくことが大切です。

そのためにシンポジウムやセミナー、バスツアーなどを企画・運営するほか、一人一本運動、新築苗木プレゼント、地域への花苗助成などの推進、景観事業の推進などに積極的に取り組み、みどりのまちづくりを牽引していく役割を、市民や関連団体と協働して果たしていきます。

2) 表彰制度の充実

市民や企業などの緑化活動の機運を高め、継続した取組みの弾みとなるように、コンクールや表彰制度などを発展、充実させます。

なお、この制度等については、新聞やインターネット、市民広報などを通じて積極的に参加を呼びかけ、受賞した事例も新聞など広く市民が目にする方法でPRします。



木や花について学ぶセミナーの開催や広報強化が重要

また、近年、企業などが実施する貢献度の高い優れたみどりを評価認定する動きがみられます。旭川市においても、緑化の取組を客観的に評価する制度等を検討し、企業の優れた取組を認定するなど、みどりの社会貢献を応援していきます。

【関連する主な施策】

- a-2-3 都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）
- a-4-3 ガーデニングや窓辺緑化の普及
- b-2-1 花による緑化の推進
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援

e-3-6 生物多様性や低炭素社会の意識啓発

みどりは、市民生活にうるおいや楽しみを与えるばかりではなく、保全やネットワーク化により、生物の多様性が確保されることと、地球温暖化を進行させる二酸化炭素を吸収する機能が守られることで、持続可能な環境づくりに寄与していきます。

こうした生物多様性と低炭素社会の意義について、市民理解を広げることと、今暮らしている旭川での緑化活動などにつなげていくことが重要です。意識啓発を積極的に進め、より市民の関心を高めていくように効果的な情報発信を進めます。

【関連する主な施策】

- a-1-3 グリーンベルト形成の促進
- a-2-2 都心のみどりのネットワーク形成
- a-2-3 都心緑化の推進（民間敷地、屋上・壁面緑化）
- a-4-3 ガーデニングや窓辺緑化の普及
- b-2-2 再利用樹木事業の展開
- c-1-2 多様な担い手の育成と連携の強化
- c-1-3 市民主体の緑化活動の支援
- c-2-2 リサイクル事業や省エネルギー化の推進
- e-1-1 主要河川の自然保全
- e-1-3 河川と接続する公園緑地のエコアップ（自然度の向上）
- e-2-1 生態系に配慮した拠点となる緑地の整備・保全
- e-2-3 身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
- e-3-1 環境教育の充実・学校教育との連携と支援
- e-3-3 みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）